



25消安第5285号
平成26年2月28日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

動物用生物学的製剤基準の一部改正について（通知）

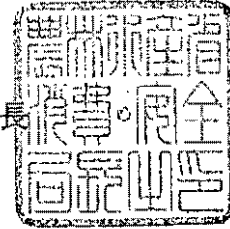
このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、
了知されたい。



25消安第5285号
平成26年2月28日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤基準の一部改正について（通知）

今般、「動物用生物学的製剤基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）の一部が別紙のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

(別紙)

○農林水産省告示第三百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月二十八日

農林水産大臣 林 芳正

（「」次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

通則の5中「中間製品における」を削る。

一般試験法の含湿度試験法の項の1中「相対湿度」の前に「次の方法又は International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products のガイドライン (GL26 : Testing of residual moisture) に定める方法により行う。」を加える。

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法の項中「別に規定する場合を除き、検体等に次の試験によって検出できるマイコプラズマが存在しないことを調べる方法である。」を「検体等にマイコプラズマが存在しないことを調べる次の方法又は International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products のガイドライン (GL34 : Testing for the detection of mycoplasma contamination) に定める方法により行う。」に改める。

一般試験法のホルマリン定量法の項中「方法である」を「次の方法又は International Cooperation on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medicinal Products のガイドライン (GL25 : Testing of residual formaldehyde) に定める方法により行う」に改める。